

今後の受動喫煙防止対策について

1 厚生労働省案について

(1) 基本的な方針等

- ・2010年にWHO（世界保健機関）とIOC（国際オリンピック委員会）は、「たばこのないオリンピック」を共同で推進することに合意。
- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、受動喫煙防止対策を強化するための法整備を行う。

(2) 受動喫煙防止対策強化の内容（たたき台）

- ① 多数の者が利用し、かつ他施設の利用を選択することが難しい施設
⇒「建物内禁煙」（官公庁、社会福祉施設等）
- ② ①のうち、特に未成年者や患者等が主に利用する施設
⇒「敷地内禁煙」（学校、医療機関等）
- ③ ある程度他施設利用の選択が可能なものや、娯楽施設など嗜好性が強いもの
⇒「原則建物内禁煙（喫煙室設置可）」（飲食店等のサービス業等）

施設の類型	強化案
官公庁	建物内禁煙
社会福祉施設	
運動施設（スタジアム等）	
医療機関	敷地内禁煙
小学校、中学校、高等学校	
大学	建物内禁煙
サービス業 飲食店、ホテル・旅館（ロビーほか共用部分）等の サービス業施設	原則建物内禁煙 （喫煙室設置可）
事務所（職場）	
ビル等の共用部分	
駅、空港ビル、船着場、バスターミナル	
バス、タクシー	全面禁煙
鉄道、船舶	原則禁煙 （喫煙室設置可）

(3) 義務・罰則

- ① 施設の管理者に対し、「建物内禁煙」「喫煙室を設置」等の掲示を義務付ける。
- ② 実効性の担保措置として、施設の管理者や喫煙者本人に対し、罰則を適用する。

(4) 区が新たに担う業務

- ① 喫煙室を有する施設を指定し、公示する業務
- ② 違反者への勧告、命令、罰則の適用に伴う業務、施設への立ち入り検査に伴う業務
- ③ 地域への新制度の周知・普及啓発

(5) 今後のスケジュール（案）

- ・平成 29 年夏 通常国会で法案成立
- ・平成 30 年 4 月 各自治体で法施行準備事務の開始
- ・平成 31 年春～夏 法施行
- ・平成 31 年 9 月 ラグビー ワールドカップ開催
- ・平成 32 年 7 月 東京オリンピック・パラリンピック開催

2 受動喫煙防止に関する国際的状況（WHO レポート 2015 年による）

○世界の 188 か国中、公共の場所（①医療施設、②大学以外の学校、③大学、④行政機関、⑤事業所、⑥飲食店、⑦バー、⑧公共交通機関）すべてに、屋内全面禁煙義務の法律があるのは 49 か国。

○日本は、屋内全面禁煙義務の法律がなく、世界最低レベルの分類となっている。

禁煙場所の数	国 数	代表的な国
8 種類すべて	49 か国	英国、カナダ、ロシア、ブラジル等
6～7 種類	22 か国	ノルウェー、ハンガリー等
3～5 種類	47 か国	ポーランド、ポルトガル等
0～2 種類	70 か国	日本、マレーシア等